



原発なくそう！九州川内訴訟 原告団ニュース <第16号 2018.11.5>

連絡先／〒892-0816鹿児島市山下町12-5藤崎ビル3階 森法律事務所内
「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会
Tel 099-225-5455 / Fax 099-225-0300



最終提訴延期のお知らせ

10月18日は最終提訴ということで、原告3000人と全都道府県の方の参加を目指して、原告の皆さまにもご協力いただいております。10月1日の締め切りを迎え、105人の方々より申し込みをいただきました。ですが、3000人には及ばずあと47人足りないことがわかりました。途中経過を報告する中で、原告の方々より3000人に満たない状態で提訴を打ち切るのはどうなのか、というご意見がありました。そこでこのようなご意見があることを弁護団へお伝えし、弁護団で協議していただき、その後、世話人の方や原告団長と弁護団で話し合っていました。協議の結果、最終提訴と公表した後ではあるが、

- ①10月18日の提訴は最終提訴としない
- ②次回提訴を最終とする
- ③原告3000人まであと47人なので、3000人を超えたら提訴する。
- ④次回提訴日はまだ未定であるが、なるべく早く3000人をめざす。

ということになりました。

10月18日の提訴は、最終ではなく通常の追加提訴ということで、新しく105名を原告として追加させていただきました。提訴日が近づく中での協議そして変更ということもあり、原告の皆さまに事前にご連絡することができなかったこと、誠に申し訳ございませんでした。

おかげさまで今回の提訴をもって、全都道府県の方に原告として参加していただくことができました。

これも原告の皆さまが日頃から様々な場面で川内原発訴訟の重要性を広めていただいたおかげだと深く感謝致しております。本当にありがとうございました。



<< 目指せ！原告3000人！！ >>

皆さまもご存じの通り、玄海原発に続き伊方原発が再稼働されました。電力が足りていることは、九州電力の行った太陽光発電の出力制御によっても十分証明されています。にもかかわらず動かすのは、九州電力の経営方針が「儲ければそれでいい」という浅ましいものだからです。またそれを後押しする政府も同等です。

では、九州電力や政府の姿勢をまともなものにするにはどうしたらいいのでしょうか？ 答えがあるとすれば、ただひとつ「あきらめないこと」だと思います。九州電力や政府は私たちが諦めて沈黙するのを待っています。奴隷のように言いなりになるのを待っています。こんなに悔しいことはありません。企業の利益や政府の間違った方針を優先するのではなく私たちの人間として生きる権利を取り戻すべく、声を上げ続けることが大事です。

私たちの「川内原発は稼働停止を！」の声と行動で世論を動かし、裁判官の心を大きく揺さぶるためにも、どうか今一度ご家族の方やご友人など身近な方へのお声かけをお願いします。参加申込書を同封しています。原告の皆さんお一人お一人の呼びかけにかかっています。原告3000人へ向けて皆様のご協力をお願い致します！

九州電力株式会社が電力供給の出力抑制をなすにあたり、原発の稼働を優先させ太陽光発電の出力制御を実施したことに対し強く抗議する弁護士声明

原発なくそう！九州川内訴訟弁護士団

1 九州電力株式会社(以下単に「九州電力」といいます。)は、本年10月13日、太陽光発電の一時停止による「出力制御」を実施しました。九州電力がこのような電力の「出力制御」に及んだのは、近時の再生可能エネルギーによる電力供給量の急速な増大により、電力供給が需要を大幅に上回る事態となったため、電力供給のバランスを保つ必要があった、とされています。私たちは、九州電力が、電力供給の安定を保つために、過剰となった電力供給の出力抑制をなすこと自体を否定するものではありません。

2 しかしながら、電力の出力抑制が必要となった場合に、まずその抑制の対象とすべきものとしては、その稼働により住民の生命・身体の危険、環境の重大な破壊を招く重大事故発生の危険性を有する原子力発電所(以下「原発」といいます。)の稼働の抑制を第一に考えるべきは当然のことです。原発は重大事故発生の危険を常に有しており、しかも、一たん重大事故が発生すれば取り返しのつかない事態となることは、チェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故等の重大事故をはじめとした幾多の事実によりすでに証明されていることであります。また、原発の稼働により発生する使用済核燃料の処理の用途は何らたつておらず、川内原発の使用済核燃料も処理できず、危険なまま燃料保管プール内に増大し続ける一方であること等から考えても、電力の抑制が必要となる場合には、原発をその第一の対象とすべきことは火をみるよりも明らかであります。

3 九州電力に供給される太陽光発電の本年8月末の接続量は807万キロワットであるとされており、これに風力、水力、地熱等の再生可能エネルギーをあわせると1160万キロワットになり、それだけで既に本年10月13日前後の九州電力の予想最大電力量(約1000万キロワット)を上まわることになります。

一方、九州電力が保有する川内原発及び玄海原発の合計4機をあわせて本年8月末の発電能力は414万キロワットといわれていることからしても、九州電力が保有する原発の稼働停止による発電量の「出力制御」による電力過剰調整は十分に可能であり、しかも、それが最も適切であります。それにもかかわらず、九州電力は、供給電力のバランスを維持するための供給電力の抑制をするにあたり、原発の稼働停止ではなく、太陽光発電の供給抑制を選択しました。

4 しかし、非常に危険な原発の稼働を優先させて、その稼働において何らの被害も発生しない安全かつクリーンな電力源である太陽光発電等の再生可能エネルギーを抑制の対象とすることはまさに本末転倒というほかなく、到底許されないことであります。

原発は再生可能エネルギーよりも出力調整が難しいとして、原発の発電を優先させる考え方(国)も出されていますが、出力調整が再生可能エネルギーよりも難しいという理由で、重大な危険性を常に有している原発の稼働を優先させるという考え方は、住民の生命、安全よりも出力調整の技術的問題を優先させる時代遅れの考え方というほかありません。なお、ドイツやフランスでは需要に応じて原発による出力調整をした実績もありますし、また、欧州では出力調整において優先させるエネルギーを再生可能エネルギーにしている国もあります。

出力調整にあたり太陽光発電よりも原発の稼働を優先させるという九州電力の考え方は、重大な事故発生の危険性を有している原発はできるだけ抑制・廃止をなしていき、人類にとって最もクリーンで安全なエネルギーである再生可能エネルギーの比率を増大させていくというわが国のエネルギー政策の方向にも、また、世界の趨勢にも逆行するやり方というほかありません。

このように、電力出力調整において、まず再生可能エネルギーの抑制から行うというやり方が今後もなされていくのであれば、再生可能エネルギー事業そのものからの撤退が相次ぐことも危惧され、将来、再生可能エネルギーの比率を大きく増大させていくというわが国の目標を大きく後退させてしまうことにもなりかねません。

5 私たちは、以上のようなことから、九州電力が、電力の供給過剰の調節として、原発の稼働の停止をすることなく、太陽光発電の出力抑制によりその調整をはかろうとしていることに対して強く抗議するとともに、今後、電力の供給過剰のバランスを調整するために供給電力の抑制をする場合は、川内原発及び玄海原発の稼働停止の方法により行うことを強く求めるものであります。

期日のご案内

【第24回裁判期日】

日時：2018年11月26日(月) 15時より

場所：鹿児島地方裁判所(鹿児島市山下町13-47)

<< 当日のスケジュール >>

- 13:30 集合～「かごしま県民交流センター」中庭
- 13:40 行進～裁判所へ→整理券の交付→抽選(法廷での傍聴は抽選です)
- 14:30 抽選番号の発表
- 15:00 第24回口頭弁論(法廷)
原告：提出書面の説明、意見陳述2名(予定)
- 16:00 報告集会&記者会見(開始時間は裁判終了後)
(鹿児島市中央公民館地下B 山下町5-9～宝山ホール横)
- 17:00 終了(予定)

「原発はいらない！」の意思表示ができる貴重なチャンスです。たくさんの皆さんの傍聴をお待ちしています！

◆今後の期日日程◆

第25回2019年3月6日(水) 午後3時